

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱

令和2年3月24日付け元農畜機第7542号

和牛は、改良機関や生産者など多くの関係者が長い年月をかけて育種改良してきた我が国固有の財産であり、その精液や受精卵等は、国内関係者の理解の下、国内での活用を基本とされてきた。このような中、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出された事案を受け、早急に和牛遺伝資源の管理体制を構築していく必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和牛遺伝資源の適正管理及び流出防止の観点から、精液や受精卵の流通・利用の把握能力を高めるための取組等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条の規定に基づき補助することとし、もって、我が国の貴重な財産というべき和牛遺伝資源の海外への流出防止に資する体制を構築し、我が国肉用牛生産の持続的な発展を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和2年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和2年1月17日付け元農畜機第6117号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1又は2に掲げる事業に係る公募団体（以下「公募団体A」という。）と、第2の3に掲げる事業に係る公募団体（以下「公募団体B」という。）とする。

第2 事業の内容

公募団体Aは、第3の1に規定する取組主体が1又は2の事業を実施するのに要する経費を補助するものとし、公募団体Bは、3の事業を実施するものとする。

1 和牛精液等流通管理システム構築支援

取組主体が実施する地域における和牛精液・受精卵（以下「和牛精液等」という。）の生産、流通及び利用等の状況を把握・管理するためのシステム構築に向けた次の取組

（１）検討会の開催等

ア システム構築のための検討会の開催

イ システム構築のための先進事例調査の実施

ウ 和牛精液等の生産、流通及び利用等に係る実務者を対象とした説明会の開催

（２）地域内血統の把握・確認

（３）和牛精液等流通管理システムの整備等

ア システム開発等

和牛精液等の生産、流通及び利用等の状況を管理するシステムの開発

イ システム利用環境の整備

和牛精液等の生産、流通及び利用等の状況を管理するシステムの利用環境の整備（サーバー機器、ネットワーク通信装置・制御装置の購入又はリース等による導入を含む）等

（４）和牛精液等流通管理システム構築推進指導

（１）から（３）までを円滑に実施するための推進指導等

2 和牛精液等関連情報表示適正化支援

取組主体が実施する和牛精液等の不正流通等の問題発生時の追跡可能性を確保するための次の取組

（１）和牛精液等関連情報表示機器の導入支援

第３の２に規定する家畜人工授精事業者が、和牛精液等の容器（ストロー等）に種雄牛名・授精年月日等の情報を表示するのに必要な機器をリース方式により導入する場合に、当該機器の貸付者であるリース事業者に対し支払うリース料の軽減

（２）和牛精液等関連情報表示適正化推進指導

（１）を円滑に実施するための推進指導等

3 家畜人工授精業務等実務者資質向上支援

家畜人工授精業務等実務者（家畜人工授精師及び獣医師）に対し、家畜改良増殖法等の関係法令及び和牛遺伝資源の重要性等の周知、ステータスの確保・向上を図るための研修会の開催等

第３ 取組主体及び家畜人工授精事業者

1 取組主体

取組主体は、各都道府県における和牛精液等の生産、流通及び利用を管理するのに適当な団体であって、次のいずれかの団体であること。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 一般社団法人

エ 一般財団法人

オ その他畜産関係者の組織する団体（組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

2 家畜人工授精事業者

家畜人工授精事業者は、和牛精液等を生産する家畜人工授精所であること。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Aは、第2の1又は2の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業参加要望

取組主体は、第2の2の（1）の事業を実施する場合は、機器の導入を要望する家畜人工授精事業者の要望を取りまとめた上で、第7の1の（1）に規定する事業実施計画を作成するものとする。この場合、取組主体は、家畜人工授精事業者ごとに導入を希望する機器の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

3 リース機器の導入に係る留意事項等

（1）事業の着手

第2の2の（1）の事業でリース事業者から機器を借り受ける家畜人工授精事業者による本事業の着手は、公募団体Aから取組主体に対する交付決定後に行うものとする。

（2）リース事業者の選定

リース事業者の選定、リース契約の締結にあたっては、この事業の趣旨を踏まえ、附加貸付料等が極力、低廉となるよう努めるものとする。

（3）貸付期間

第2の1の(3)又は2の(1)の事業でリース事業者から借り受ける機器(以下「補助対象リース機器」という。)の貸付期間は、原則、当該機器の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)とする。ただし、この貸付期間については、貸付期間終了後に補助対象リース機器の所有権を、リース事業者から貸付先の取組主体又は家畜人工授精事業者(以下「借受者」と総称する。)に移転する場合は、法定耐用年数が10年未満のものにあつては70%(1年未満の端数切捨て)まで、10年以上のものにあつては60%(1年未満の端数切捨て)まで短縮できるものとする。

なお、短縮した貸付期間の終了後においても、借受者は、当該機器の法定耐用年数において、引き続き管理利用し、補助条件を継承するものとする。

(4) 補助対象リース機器の取り扱い

補助対象リース機器については、借受者が(3)の規定により短縮した貸付期間終了後、法定耐用年数において補助対象リース機器の譲渡を受ける場合は、公募団体Aを通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

(5) 途中解約の禁止

家畜人工授精事業者は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、取組主体を経由して公募団体Aに報告し、その指示に従うものとする。

(6) 契約書類等の提出

借受者は、リース事業者とリース契約を締結した後、速やかにその契約に係る書類の写しを、取組主体を経由して公募団体Aに提出するものとする。

(7) 補助金の返納

公募団体Aは、取組主体から、補助対象リース機器の法定耐用年数期間内において、補助対象リース機器の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約したとき。

イ 家畜人工授精事業者が経営を中止したとき。

- ウ 導入した補助対象リース機器が滅失したとき。
 - エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
 - オ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき。
 - カ 要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。
 - キ その他理事長が必要と認めるとき。
- 4 事業名等の表示
- この事業により導入した機器には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名等を表示するものとする。
- 5 事業の委託
- 公募団体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。
- 6 事業の実施期間
- この事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

第5 事業の推進指導

- 1 公募団体Aは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関及び関係団体との連携、取組主体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 公募団体Bは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係期間及び関係団体との連携に努め、事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

- 1 補助金の交付申請
- (1) 取組主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体Aに提出するものとする。また、取組主体は、当該事業実施計画に係る補助金交付申請書の写しを同団体に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(2) 公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、(1)により提出された事業実施計画を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画書を作成の上、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(3) 公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成の上、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

(1) 公募団体Aが実施する事業

取組主体は、毎年度、公募団体Aに対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。また、取組主体は、当該実績に係る実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

公募団体Aは、取組主体から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。ただ

し、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

(2) 公募団体Bが実施する事業

公募団体Bは、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の実績報告書を理事長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産について「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に定める処分制限期間中、1の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則 (令和2年3月24日付け元農畜機第7542号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 和牛精液等 流通管理シス テム構築支援	公募団体Aが、取組主体が実施する（１）から（４）までの事業の実施に要する経費を補助するのに要する経費	
（１）検討会の 開催等	和牛精液等の流通を管理するシステムを構築するための検討会、先進事例調査、実務者説明会を実施するのに要する経費	定額
（２）地域内血 統の把握・ 確認	地域内の血統構成を把握するため、遺伝子型検査等による確認を実施するのに要する経費	定額
（３）和牛精液 等流通管理 システムの 整備等		
ア システム 開発等	和牛精液等の流通を管理するためのシステムの開発等に要する経費	1 / 2 以内
イ システム 利用環境の 整備	システムの利用環境を整備するためのサーバー機器、ネットワーク通信装置・制御装置の導入に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、リース事業者から借り受ける場合の導入経費については、リース料のうち、機器の取得価格相当額の 1 / 2 以内)
（４）和牛精液 等流通管理 システム構 築推進指導	（１）から（３）までの事業を円滑に実施するための推進指導等に要する経費	定額
2 和牛精液等 関連情報表示 適正化支援	公募団体Aが、取組主体が実施する（１）及び（２）の事業の実施に要する経費を補助するのに要する経費	

(1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援	和牛精液等の製造施設が和牛精液等の容器に和牛精液等関連情報を表示するのに必要な機器をリース事業者から導入するのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	リース料のうち、機器の取得価格相当額の1/2以内
(2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導	(1)の事業を円滑に実施するための推進指導等に要する経費	定額
3 家畜人工授精業務等実務者資質向上支援	家畜人工授精業務等実務者(家畜人工授精師及び獣医師)に対し、家畜改良増殖法等の関係法令及び和牛遺伝資源の重要性等の周知、ステータスの確保・向上を図るための研修会の開催等に要する経費	定額
4 推進指導	1から3までの事業の円滑な推進を図るための推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第 1 号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱の第 7 の 1 の（※）の規定に基づき、補助金
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第 1 号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画」のとおり

（注）（※）については、公募団体 A は（2）、公募団体 B は（3）とする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 和牛精液等流通管理システム構築支援 (1) 検討会の開催等 (2) 地域内血統の把握・確認 (3) 和牛精液等流通管理システムの整備等 (4) 和牛精液等流通管理システム構築推進指導				
2 和牛精液等関連情報表示適正化支援 (1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援 (2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導				
3 家畜人工授精業務等実務者資質向上支援				
4 推進指導				
計				

(注) 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別紙 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画

1 和牛精液等流通管理システム構築支援

(1) 検討会の開催等

(単位:円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(2) 地域内血統の把握・確認

(単位:円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(3) 和牛精液等流通管理システムの整備等

(単位:円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(4) 和牛精液等流通管理システム構築推進指導

(単位:円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
					機構 補助金	その他		
合計								

※「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

2 和牛精液等関連情報表示適正化支援

(1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援

(単位:円)

取組主体名	取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
						機構 補助金	その他	
合計								

※ 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的記述すること。

(2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導

(単位:円)

取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
					機構 補助金	その他		
合計								

※「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

3 家畜人工授精業務等実務者資質向上支援

(単位:円)

時期	場所	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

4 推進指導

(単位:円)

時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
				機構 補助金	その他		
合計							

※「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第 2 号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱第 7 の 2 の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙様式第 1 号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう 2 段書きし、変更前を上段に () 書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱の第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) ／②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業 費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱第7の4の（※）規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（注1）（※）については、公募団体Aは（1）、公募団体Bは（2）とする。

（注2）1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

（注3）3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業に係る
仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和牛
遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金について、和牛遺伝資源流出防止対
策緊急支援事業実施要綱の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
(なお、併せて補助金に係る仕入に係る消費税等相当額金 円を返
還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 農畜
機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

--

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

--

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料